

第5章 次世代を担う教育の充実

第1節	学校教育	
1	幼児教育	88
2	小中学校教育	90
第2節	社会教育	
1	社会教育	94
2	社会体育	96
3	青少年健全育成	100
第3節	文化の振興	
1	芸術・文化の振興	103
2	文化財保護	105
第4節	生涯学習	107

第1節 学校教育

1 幼児教育

〔現状と課題〕

本市において、現状では市教育委員会所轄^{しよきやく}の公立幼稚園はないが、私立学校法に基づいた福岡県知事所轄^{しよきやく}の私立幼稚園8園があり、私立幼稚園の特性に鑑み、それぞれの自主性を重んじた教育が行われているところである。

近年の少子化、核家族化など、社会の急激な変化を受けて子ども同士が集団で遊び、互いに影響し合って活動する機会の減少や、人間関係の希薄化などにより地域社会の大人が地域の子どもの育ちに積極的にかかわろうとしない傾向にあるなど、地域社会の教育力の低下や、家庭の教育力の低下が指摘されているところである。

このような現状を踏まえ、今後幼児教育の充実を図るため、幼稚園施設などにおいては、家庭や地域社会における教育力を補うとともに、家庭、地域社会、幼稚園施設などにおける、それぞれの教育機能を連携し、その成果を円滑に小学校に引き継ぐことが重要である。

表:私立幼稚園の状況

年 度	幼稚園数	定 員	園児数	教員数	就園奨励費助成額 〔市内在住者〕(円)	私立幼稚園運営費 補助額 (円)
平成14年度	8	1,290	660	55	35,515,400	758,000
平成15年度	8	1,290	582	52	33,772,000	734,600
平成16年度	8	1,290	589	52	36,235,100	736,700
平成17年度	8	1,290	571	50	36,018,000	737,000

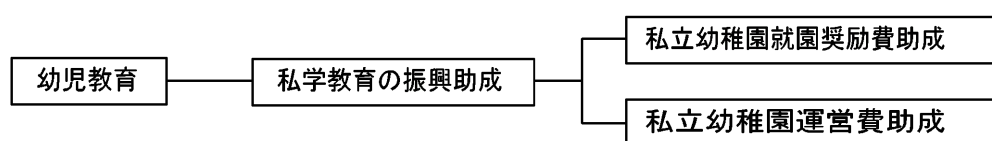
資料:学校教育課(就園奨励費・運営費のうち、平成17年度は予算額)

〔施策の基本方向〕

幼稚園教育は、従来から幼児教育の中核としての役割を果たしており、子どもの基本的な生活習慣や態度を育て、道徳性の芽生えを培い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探究心を養い、創造性を豊かにするなど、小学校以降における生きる力の基礎や、生涯にわたる人間形成の基礎を培ううえで、重要な役割を果たしている。

このため、私立幼稚園の保護者に対し、財政援助を行い、就園を奨励するとともに、私立幼稚園運営費を助成することにより、幼児教育の充実を図る。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 私学教育の振興助成

(1) 私立幼稚園就園奨励費助成

市内外に通園する幼児の保護者に対し、私立幼稚園就園奨励費補助を行い、入園料及び保育料の負担軽減を図る。

(2) 私立幼稚園運営費助成

市内の私立幼稚園に対し、幼稚園教育振興のための運営助成を行い、幼稚園教育の充実を図る。

2 小中学校教育

〔現状と課題〕

近年の^少少子化、情報化、国際化など、社会の急速な変化により学校教育に期待されることが多様化し、増加傾向にある。学校教育における地域人材・専門性の高い知識技能を持った人材の活用、少人数授業の導入など指導方法の工夫改善も進み、教育方法も多様になってきたが、学校教育制度や学校の形態そのものが今後変化することも予測される。そのような変化の激しい社会状況の中で、学校教育も柔軟に対応しなければならない。

教職員については、教育論文の提出、教育センターなどの研修への参加、各学校における授業研究を伴った校内研修などが積極的に行われるようになったが、目標管理による評価制度も導入され、益々自己研鑽^{けんさん}を積むことが必要となってくる。

また、これまで指導方法の工夫改善が進んだことから、教育内容の充実が図られ、学力向上、進路の保障を中心に据えた人権教育の推進もなされている。

さらに、小中学校におけるパソコン教室の整備、小学校におけるランチルームの設置など学校施設の質的充実が図られてきたものの、学校施設の耐震化や、少人数学習のための教室の整備、第2図書館の設置など、今後予想される教育の質的変化に対応する施設の充実に課題が残っている。

キラキラなかまっ子自然体験学習、フレンドリーなかま国際交流事業など、本市独自の事業を行い、多くの児童生徒が貴重な体験を積み、学校生活や進路においてその成果を発揮してきた。

今後も、学校教育の役割、学校教育における不易^{たぐいま}の部分^{たぐいま}を明確にし、21世紀を逞しく生き抜く児童、生徒の育成に努めていかなければならない。

表: 児童・生徒数の推移

(各年5月1日現在)

年度	小学校		中学校	
	児童数	学級数	生徒数	学級数
平成7年度	3,289	104	1,802	52
平成8年度	3,114	98	1,853	53
平成9年度	3,003	94	1,769	51
平成10年度	2,871	91	1,742	50
平成11年度	2,767	89	1,650	47
平成12年度	2,707	89	1,598	45
平成13年度	2,636	87	1,504	45
平成14年度	2,556	86	1,403	43
平成15年度	2,462	84	1,369	42
平成16年度	2,402	82	1,341	45
平成17年度	2,328	85	1,323	44

資料: 学校教育課

表: 学校の概況

(平成17年5月1日現在)

区 分	児童生徒数			学級数	教員数	敷地面積(m ²)
	総数	男	女			
市立中間東小学校	625	320	305	21	28	23,456
〃 中間西小学校	292	131	161	13	21	29,116
〃 中間北小学校	376	196	180	13	20	30,274
〃 中間南小学校	437	220	217	16	22	25,346
〃 中間 小学校	356	185	171	13	19	27,066
〃 底井野小学校	242	133	109	9	16	23,203
小学校計	2,328	1,185	1,143	85	126	158,461
市立中間 中学校	325	162	163	10	22	34,368
〃 中間東中学校	405	205	200	13	28	47,879
〃 中間北中学校	229	121	108	8	19	51,232
〃 中間南中学校	364	184	180	13	26	34,921
中学校計	1,323	672	651	44	95	168,400
県立中間高校	833	492	341	21	51	60,294
私立希望が丘高校	464	353	111	15	40	26,475
北九州高等学園	153	91	62	17	81	47,666
高校計	1,450	936	514	53	172	134,435

(注) 教員数には、事務職員・栄養職員を含まない。

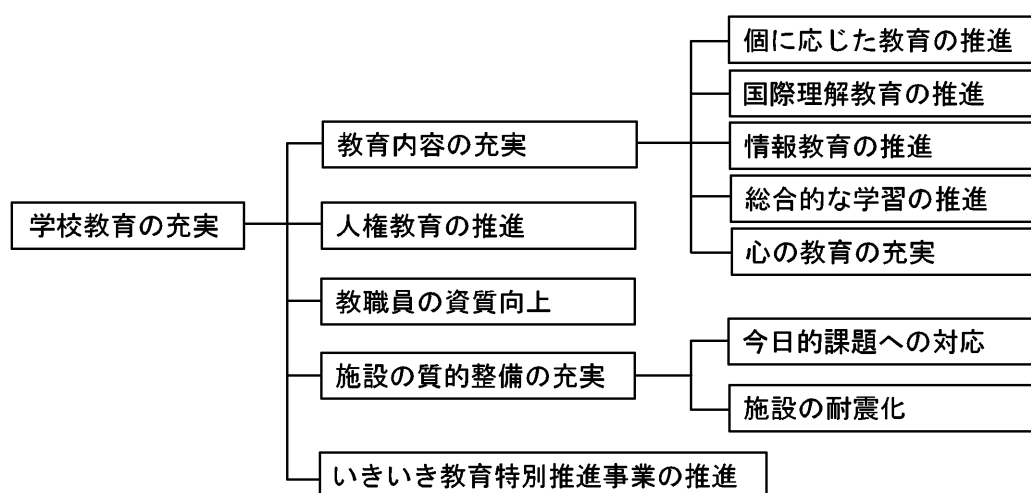
資料: 学校教育課

〔施策の基本方向〕

国の教育改革の方針及び県の指針に沿いながら、中間市の実態に応じて、学校教育の充実を図っていく。

- ①豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚の育成
- ②自ら学び自ら考える力、問題解決能力の育成
- ③基礎基本の確実な定着、確かな学力の定着
- ④特色ある学校、地域や社会に開かれた学校、情報公開と適切な評価システムの構築

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 教育内容の充実

(1) 個に応じた教育の推進

標準学力検査、アンケート調査なども活用し、児童生徒の実態を的確に把握しながら授業内容を確実に身につけさせることができるよう分かりやすい授業を展開し、一人ひとりを大切にした、きめ細かな指導に努める。

また、理解の状況や習熟の程度、興味・関心などに応じた学習形態により、個に応じた学習指導を推進する。

(2) 国際理解教育の推進

小中学校における外国語指導助手（ALT）のより有効的な活用を図る。留学生など、外国の人々をゲストティーチャーとして招き、国際理解教育の推進を図る。

(3) 情報教育の推進

各教科、領域において積極的にパソコンなどを活用し、情報の収集・処理・発信能力などの育成を図る。併せて、インターネット活用時のモラルの育成を図る。

(4) 総合的な学習の推進

今日的な課題解決のため、体験的な活動を通し、教科の枠を越えて、問題解決や探究活動に主体的に取り組む子どもの育成を図る。

(5) 心の教育の充実

少年犯罪の低年齢化・凶悪化が進むなか、体験的な学習や道徳教育を充実し、心豊かな子どもの育成を図る。

2. 人権教育の推進

正義感、倫理観、思いやりの心など豊かな人間性や社会性の育成を目指し、全教科・領域における人権教育を推進しながら、子どもの人権意識の高揚を図る。

3. 教職員の資質向上

市教育委員会の主催による研修会の充実を図る。県教育センターにおける専門研修をはじめ、各種研修会等への積極的な参加を奨励し、資質向上に努める。

また、市教育委員会研究指定委嘱校や福岡県及び文部科学省などの研究指定委嘱により、校内研究や校内研修の充実を図り、資質向上に努める。

4. 施設の質的整備の充実

(1) 今日的課題への対応

学校教育の所期の目的を達成するために教育施設の質的整備に努める。学力向上、個に応じた教育、心の教育、情報・福祉・環境・国際理解、防犯対策など、様々な今日的教育課題に対応できるよう施設の整備充実に努める。

(2) 施設の耐震化

次代を担う児童生徒の安全を守り、安心して学ぶことのできる学校施設であるとともに、地域における災害時避難場所としての役割を果たすべき学校施設の耐震化に努める。

5. いきいき教育特別推進事業の推進

子どもの主体的・創造的な学習を通して、自ら学び、自ら考え、積極的に社会参加できる心豊かな人間を育成するため、小学生に対しては「キラキラなかまっ子自然体験学習」を、中学生に対しては「フレンドリーなかま国際交流事業」を実施し、内容の充実に努める。

第2節 社会教育

1 社会教育

〔現状と課題〕

家庭や職場をはじめ地域にあっても、より充実感のある生活を送りたいとした市民の学習意欲がますます高まり、様々な学習の機会が求められている。

このような生涯学習社会のなかで、市民の学習ニーズに的確に対応するため、社会教育施設を整備・拡充するとともに、各関係施設とのネットワークづくりに努める必要がある。さらに、地域の特性を活かした学習活動の場として「校区公民館」の設置が求められている。

また、地域社会や家庭環境が変化し、地域や家庭の教育力が低下している状況のなかで、青少年に対する社会教育の責任は一層重要となっている。青少年教育施設の充実や、社会教育、文化、スポーツなどの施設の効果的な利用の促進に努めることも必要である。

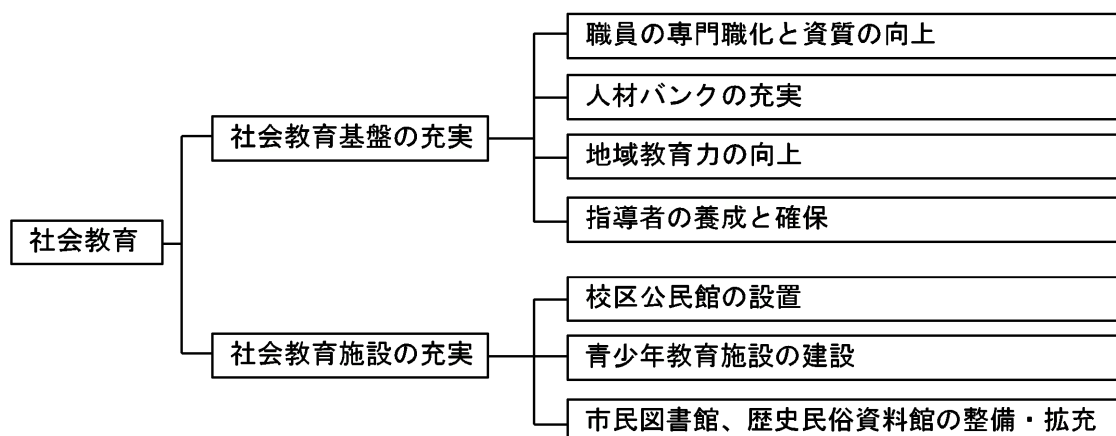
〔施策の基本方向〕

平成11年度、本市における生涯学習施策の総合的な推進を図ることを目的として「[◎]中間市生涯学習基本計画」を策定した。社会教育はこの基本計画の中でも重要な位置を占めており、今後ますます多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、様々な方法で学習機会を確保するとともに、自主的な学習活動を支援、促進するように努める。

そのためには、時代に即応した多彩な学習プログラムの開発と指導者（人材）の確保・活用、さらに社会教育施設の整備・拡充が必要である。

また、社会教育関係団体などの民間の学習団体やグループを支援しながら、学習を生かしたボランティア活動など、地域の社会参加活動を促進する基盤づくりに努める。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 社会教育基盤の充実

(1) 職員の専門職化と資質の向上

多様化・高度化する市民の学習ニーズを的確にとらえ、多彩な学習プログラムの開発と提供を促進するためには、職員が国際化・情報化・高齢化等に伴う社会的要請、学習需要などを広い視野に立って把握する能力を身につけることが重要である。

そのためには、職員に対する研修及び資格取得の機会を一層充実し、その資質や能力の向上に努める。

(2) 人材バンクの充実

専門的な知識や資格を有する「人材バンク」の講師に研修や学習の機会を与え、スキルの向上を図ることにより、要請に応じた人材の派遣ができるよう制度の充実に努める。

(3) 地域教育力の向上

青少年の健全育成は、子どもたちが一日の大部分を過ごす学校現場の教育や指導によるところが大きいですが、同時に、家庭や地域の大人が与える影響も重要視されている。学問的な知識だけでなく、状況に応じて判断したり表現したりする「知恵」や、他人を思いやり公正さを重んじる「倫理観」を形成するのは、家庭や地域が中心となって行っていかなければならない。

施策の基本方針としては、家庭や学校、地域社会や職場を通じて自然や人とのふれあいや社会参加活動、ボランティア活動や芸術文化体験活動などを促進し、地域・家庭の教育力向上を目指す。

(4) 指導者の養成と確保

社会教育団体をはじめ、学習グループの指導者の養成と資質の向上を図るため、研修や資格取得の機会の提供に努める。

2. 社会教育施設の充実

(1) 校区公民館の設置

生涯学習の時代に対応し、住民の学習意欲に対し、学習活動を円滑かつ効果的に行えるよう、総合的な学習機会を提供するうえで、身近な学習施設として、各小学校区の住民が気軽に利用が可能な圏域に整備することが望ましいことから、各小学校の通学区域ごとに「校区公民館」の設置を検討する。

(2) 青少年教育施設の建設

生活体験、自然体験、社会体験の場を提供する青少年施設を設置し、心豊かでたくましい子どもたちの育成に努める。

なお、整備にあたっては、勤労・社会・高齢者福祉さらに自治公民館など、他の生涯学習関連施設との併設も視野に入れながら、計画的・総合的に進めていく必要がある。

(3) 市民図書館、歴史民俗資料館の整備・拡充

現在の施設は、市民図書館、歴史民俗資料館とも空きスペースが減少しており、また市民の要望も多様化してきている。このため、市民図書館にはAV資料及び市民用パソコンコーナーの設置や学習室、閉架書庫の拡充を図り、IT時代にふさわしい施設の整備を行う。また、歴史民俗資料館には研修室や企画展示室の整備を図る。

2 社会体育

〔現状と課題〕

平均寿命の大幅な伸びによる高齢社会を迎え、市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツの底辺拡充を目指し、競技スポーツの振興を図り、市民の健康増進・運動不足の解消を促すために、体育文化センターを核施設として、各体育施設の利用面、運用面での利便性を高めるとともに、市内の老朽化した武道場、弓道場の改補修、既存施設を1箇所にとりまとめた総合運動公園化や、特に市民のニーズの高かった市民プールの建設やテニスコートの新設の検討を行ってきた。

それに伴い、平成10年には市営野球場、体育文化センターの大規模な改修を行い、平成11年には、人工芝6面のテニスコートを有した「ジョイパルなかま庭球場」をオープンさせたことにより、体育施設の利用者が増加傾向にあるが、武道場、弓道場をはじめとした多くの体育施設に老朽化がみられている。

また、河川敷を利用したサッカー場、ラグビー場、野球場は恒久的な施設ではなく、各施設を1箇所にまとめた総合運動場の整備が求められている。しかし、整備にあたっては、多額の用地費や維持管理上の問題が大きな課題としてあるため、総合的な見地からの検討が必要である。

今後は、幼児から高齢期に至る市民が、地域を基盤とした「だれでも」、「どこでも」、「いつでも」楽しめる生涯スポーツの推進に向けて、課題の解決に取り組まなければならない。

〔施策の基本方向〕

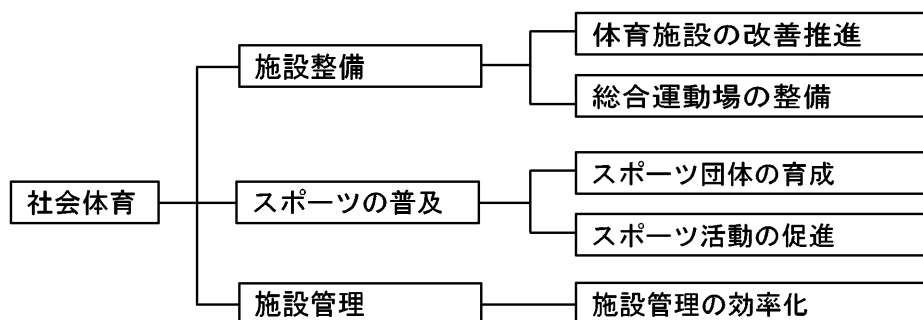
平成14年度に学校週5日制の完全実施や自由時間の増大、少子・高齢化社会の進展などにより社会環境が大きく変化しており、健康を見据えたスポーツの関心もますます高まっている。

また、スポーツの形態が変化するなか、体育行政としては、市民一人ひとりがそれぞれのニーズやライフステージに応じたスポーツを取り入れ、子どもから高齢者まで個々人の体力や目的に応じた環境づくりを推進し、健康管理を行えるように努めることが重要である。

このことから、誰でも気楽にできるスポーツの普及、振興を図り、活気のある市民の育成を目指し、スポーツ科学の知識を身につけた指導者を養成するとともに、地域スポーツ指導者の発掘と育成を図る。

また、既存施設において老朽化の著しい体育施設の新設、改善等の検討を行っていく。

〔施設の体系〕



〔計 画〕

1. 施設整備

(1) 体育施設の改善推進

既存施設においては、経年による老朽化が著しく、また狭小であることから規模基準が満たないため、広域的な大会の開催ができず一般的な練習場の状況であり、対外試合をすることによる技術の練磨も困難な状況である。特に、武道場、弓道場については、新たに建設することも考慮しながら、他の施設と併せて改善を推進する。

(2) 総合運動場の整備

現在、サッカーやラグビー、野球の一部やソフトボールは河川敷でのプレーを余儀なくされており、市民体育祭も同様である。河川敷は恒久的な施設ではなく、洪水時には使用を中断されるばかりか、補修には費用も要することから、屋外球技がいつでも楽しめる環境整備に取り組みなければならない。各施設を1箇所にとめることと併せて、多種のスポーツが展開できる総合運動場の整備を検討する。

2. スポーツの普及

(1) スポーツ団体の育成

活気のある市民の育成を目指し、スポーツ知識を身につけた指導者の発掘・養成を図る。

(2) スポーツ活動の促進

幼児から高齢期に至る市民が、「いつでも」、「どこでも」身近にスポーツを親しむことができ、市民一人ひとりのニーズやライフステージに応じたスポーツを取り入れ、誰もが気軽にできるスポーツの普及、振興を図る。

3. 施設管理

今後は、指定管理者制度の活用を図り、効率的な施設管理を促進し、利用サービスの工夫と改善に努める。

表：各種運動施設利用状況

○中間市体育文化センター

年 度	スポーツ	催し物・集会・その他	総 数
平成 10 年度	4,341	73	4,414
平成 11 年度	6,629	143	6,772
平成 12 年度	7,414	56	7,470
平成 13 年度	7,190	23	7,213
平成 14 年度	7,458	6	7,564
平成 15 年度	7,485	72	7,557
平成 16 年度	5,691	80	5,771
人 員			
平成 10 年度	25,652	12,753	38,405
平成 11 年度	38,843	16,252	55,095
平成 12 年度	42,198	17,701	59,899
平成 13 年度	48,493	5,822	54,315
平成 14 年度	49,186	2,106	51,292
平成 15 年度	51,235	2,096	53,331
平成 16 年度	47,996	13,721	61,717

資料：生涯学習課

○中間市営野球場

年 度	総 数		昼 間		夜 間		早 朝	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
平成 12 年度	491	36,830	352	34,263	72	1,410	47	820
平成 13 年度	472	14,862	343	11,595	93	2,226	36	1,041
平成 14 年度	496	16,128	376	12,977	86	2,348	34	803
平成 15 年度	480	16,293	361	13,187	87	2,311	32	795
平成 16 年度	389	13,301	289	11,082	69	1,562	31	657

資料：生涯学習課

○中間市庭球場（屋島）

年 度	回 数	人 員
平成 12 年度	637	6,365
平成 13 年度	830	8,544
平成 14 年度	963	9,974
平成 15 年度	1,061	16,155
平成 16 年度	930	11,189

資料：生涯学習課

○中間市弓道場

年 度	回 数	人 員
平成 12 年度	653	1,305
平成 13 年度	710	1,342
平成 14 年度	584	1,013
平成 15 年度	757	1,748
平成 16 年度	721	1,522

資料：生涯学習課

○中間市武道場（天道館）

年 度	回 数	人 員
平成 12 年度	865	36,316
平成 13 年度	870	36,874
平成 14 年度	874	36,982
平成 15 年度	708	27,667
平成 16 年度	829	34,534

資料：生涯学習課

○ジョイパルなかま庭球場

年 度	回 数	人 員
平成 13 年度	5,713	30,631
平成 14 年度	5,807	33,527
平成 15 年度	6,012	33,414
平成 16 年度	5,770	34,413

資料：生涯学習課

○遠賀川河川敷市民グラウンド

年 度	中鶴グラウンド(A・B)		市役所前グラウンド		総 数	
	回 数	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員
平成 9 年度	138	9,511	358	24,849	496	34,360
平成 10 年度	106	7,966	316	7,909	422	15,875
平成 11 年度	389	14,490	171	5,955	560	20,445
平成 12 年度	447	30,203	72	19,140	519	49,343
平成 13 年度	262	23,006	81	38,925	343	61,931
平成 14 年度	290	16,137	16	10,960	306	27,097
平成 15 年度	382	15,279	39	30,905	421	46,184
平成 16 年度	452	14,795	39	6,215	491	21,010

資料：生涯学習課

3 青少年健全育成

〔現状と課題〕

有害環境対策の推進として、性や暴力などに関する過激な情報に子どもたちが触れないよう家庭に呼びかけるとともに、補導員や関係機関、PTA・ボランティアなど地域住民と協力して、有害情報に子どもたちが近づけないよう対策を講じている。

また、少年相談センター事業としては、最近の少年非行等の状況を見てみると、凶悪化、粗暴化が質的・量的にも深刻化し、しかも性の逸脱行為、深夜徘徊、暴力行為、規範意識の低下、情報化の進展に伴う少年犯罪の増加とともに、非行の低年齢化が大きな社会問題となっている。

その原因としては、子ども同士の触れ合いの減少、有害情報の氾濫、物質的豊かさによる心を育む機会の減少、産業構造の変化による養育環境の変化、24時間型社会の到来、地域や家庭の教育力の低下などが考えられる。

本市では、こうした少年非行の防止と対策のために「少年相談センター」や「ヤングテレホン」などでそれぞれ精力的に取り組んでいる。

少年相談センターに関しては、地域や民間ボランティアなどの協力を受けながら、少年非行防止や対策に関する活動の拠点としての役割とともに、青少年の健全育成に関する総合的な役割が重要になってくる。

表：平成16年 折尾警察署管内の刑法犯少年の居住地別・学職別状況 (単位 人)

学職別 区分	総 数	児 童 ・ 生 徒					一 般 少 年		
		小 学 生	中 学 生	高 校 生	そ の 他	小 計	有 職 少 年	無 職 少 年	小 計
中 間 市	1 2 5	2	6 2	4 0	1	1 0 5	8	1 2	2 0
折 尾 地 区	1 6 4	0	4 7	6 2	1 2	1 2 1	2 4	1 9	4 3
水 巻 町	4 4	1	1 0	2 1	1	3 3	7	4	1 1
芦 屋 町	1 2	0	5	4	0	9	1	2	3
岡 垣 町	1 0	0	3	5	0	8	1	1	2
遠 賀 町	3 3	0	4	1 6	2	2 2	7	4	1 1
計	3 8 8	3	1 3 1	1 4 8	1 6	2 9 8	4 8	4 2	9 0

資料：折尾警察署

表：折尾警察署管内不良行為少年の補導状況

(単位 人)

行為 年別	喫煙	深夜徘徊	不良交友	飲酒	暴走行為	薬物乱用	怠学	暴力	その他	計
平成 15 年	1,001	1,306	231	21	38	9	52	9	20	2,687
平成 16 年	1,207	1,694	128	47	42	7	83	13	17	3,238
増 減	206	388	-103	26	4	-2	31	4	-3	551

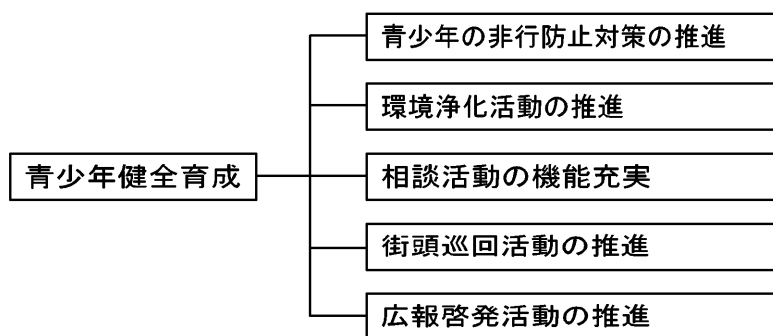
資料：折尾警察署

〔施策の基本方向〕

青少年の健全育成は、基本的には本人の自覚と努力に負うところであるが、同時に次代の担い手である青少年の育成のため、家庭・学校・地域社会が一体となって社会環境づくりを目指さなければならない。そのためには、地域や家庭の教育力の低下、規範意識や倫理観の低下が指摘されている今、大人や地域全体が意識の高揚を図るとともに、家庭・学校・地域社会、関係機関・団体等がそれぞれ役割を明確にし、相互に連携しながら諸施策を推進していかなければならない。

また、社会参加やボランティア活動との触れ合い、青少年の規範意識の向上や社会的な自立への支援、青少年にとって有害な情報・環境の浄化に努め、積極的な予防活動と共に「まちづくりは人づくり」の視点に立って、活力のある豊かな 21 世紀を担う青少年の育成を目指す。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 青少年の非行防止対策の推進

青少年を取り巻く情勢が深刻化する中で、青少年が非行に走る前の問題行動の段階で早期に発見・把握し、青少年がより深刻な状況に陥る前に少年やその保護者を支援する諸活動を行う。

2. 環境浄化活動の推進

青少年の健全育成に有害な図書・情報、ビデオ、そしてIT関連情報、出会い系サイト等、また、地域での有害広告物、深夜営業のコンビニ等の青少年を取り巻く環境浄化のために、ボランティアや地域組織等の育成と活用を図りながら、地域の実情に即した有害環境の浄化活動を行う。

3. 相談活動の機能充実

近年、青少年の問題は特定の分野に限定されず複雑多岐に及んでおり、様々な相談が寄せられている。本市では「少年相談センター」や「ヤングテレホン」で幅広く相談を受けているが、相談内容に応じ、その専門性や深刻度に沿った適切な対応に努め、相談時間帯に改善を加えながら、機能をより効率的に発揮するような相談活動を行う。

計画の実現のためには、少年相談センターから少年補導センターへ移行し、青少年の居場所づくりや社会的な自立の支援等、より幅広い活動に目を向けて、青少年の健全育成を目指さなければならない。青少年の非行防止をはじめとして、青少年の健全育成に関する活動や環境づくりの拠点としての役割を果たしていくためにも、独立した少年補導センターの設置を検討する。

4. 街頭巡回活動の推進

最近の少年非行の深刻化を考えると、街頭巡回による補導の重要性はますます高まっている。行政主導による巡回補導とともに、地域での犯罪発生の抑止効果を目指し、ヤング層ボランティアの組織化を図っていく。また、ボランティアによる支援を受けながら、地域社会の安全確保を図るため効果的・機能的な巡回活動を行う。

5. 広報啓発活動の推進

少年相談センターの存在や業務、活動内容を広く地域住民に周知し、センターの活動に対する理解と協力を得ることが必要である。また、「青少年は地域社会から育む」という機運の醸成を積極的に図る広報活動を行う。

第3節 文化の振興

1 芸術・文化の振興

〔現状と課題〕

人々の欲求は、物質的・経済的な豊かさから、精神的・文化的な豊かさへと大きく変わり、ゆとりと安らぎを求め、自己表現をしようという人々が増大し、芸術・文化への関心はますます高まり、より質の高いものが求められている。

本市においては、芸術・文化に触れる機会を拡充し、地域に根ざした魅力ある市民文化の創造と心豊かな人づくりの推進を図るため、平成7年5月に「中間市文化振興財団」を設立し、平成8年11月には「なかまハーモニーホール」が開館した。

さらに、平成16年11月には「国民文化祭ふくおか2004」においてジャズダンスフェスティバルが本市で開催され、わが国最大の文化の祭典をとおして、新たな芸術文化創造意欲を喚起することができた。

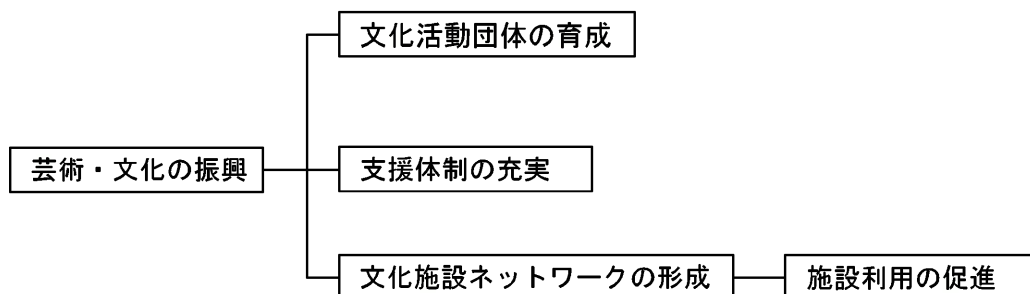
今後は、先に発足した「中間市文化団体連合会」等の自主的な芸術・文化活動を支援するとともに、「なかまハーモニーホール」を拠点として、裾野の広い多彩な芸術・文化活動の推進に努める必要がある。

〔施策の基本方向〕

地域に根ざした魅力ある市民文化の創造と心豊かな人づくりの推進を図るためには、地域の歴史を学ぶ機会の拡充や、伝統文化との触れ合い活動などの芸術・文化活動の推進に努める。

さらに、市民の自主的な芸術・文化活動を援助し、優れた芸術・文化に接する機会の充実や文化活動情報の提供など、芸術・文化に関する環境整備の充実を目指す。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 文化活動団体の育成

民間の文化団体で構成する「中間市文化団体連合会」との連携を深め、自主的な文化活動が積極的に推進されるように、文化サークル・グループの育成に努める。

また、「なかまハーモニーホール」を拠点として、各種の文化関連施設との連携のもとに、音楽・演劇などの発表や、鑑賞機会の提供に努め、文化活動の充実を図る。

2. 支援体制の充実

コミュニティ文化祭や文化団体連合会文化祭、美術展など地域に根ざした市民の自主的な文化事業を支援するとともに、様々な文化事業の参加を促すために、情報網を通じて広く市民各層の啓発に努める。

3. 文化施設ネットワークの形成 ー施設利用の促進

芸術・文化推進の拠点として整備された「なかまハーモニーホール」や自主サークル活動の活性化を目指し、平成16年に開館した「生涯学習センター」の利用を促進し、利用サービスの工夫と改善を図るとともに、中央公民館や市民図書館、歴史民俗資料館などの文化関連施設の文化施設ネットワーク形成を図る。

2 文化財保護

〔現状と課題〕

文化財は、国民の大切な共有財産であり、これらを大切に守り、未来へ伝えることは、現在に生きる私たちの責務である。さらに、これらの文化財を生涯学習や個性ある地域づくりに、いかに活用していくかはきわめて大切な今日的課題である。

本市の文化財保護については、開発行為によって消滅する文化財保存のため、専門職員を配置するとともに、歴史民俗資料館では1,500点に及ぶ資料を収集・保存し、企画展、特別展などを実施し、文化財保護思想の普及に努めてきた。

また、平成9年1月には中間市文化財専門委員会を設置し、平成10年4月に、上り立遺跡出土の「鉄弋と貝輪」を初の市指定文化財（有形文化財）に指定し、続く平成11年4月には「唐戸の大樟（2本）」を天然記念物として指定するなど、文化財保護に努めている。

さらに、平成11年4月には、県指定史跡「垣生羅漢百穴」の範囲内容確認調査を2ヶ年にわたり実施するとともに、平成15年には中間市遺跡等詳細分布調査報告書（市内遺跡地図）を刊行した。

今後は、歴史民俗資料館の展示スペースや収蔵庫の増設など、施設の充実に努めるとともに、郷土の文化財への関心を高めるための特色ある企画展などを行う必要がある。

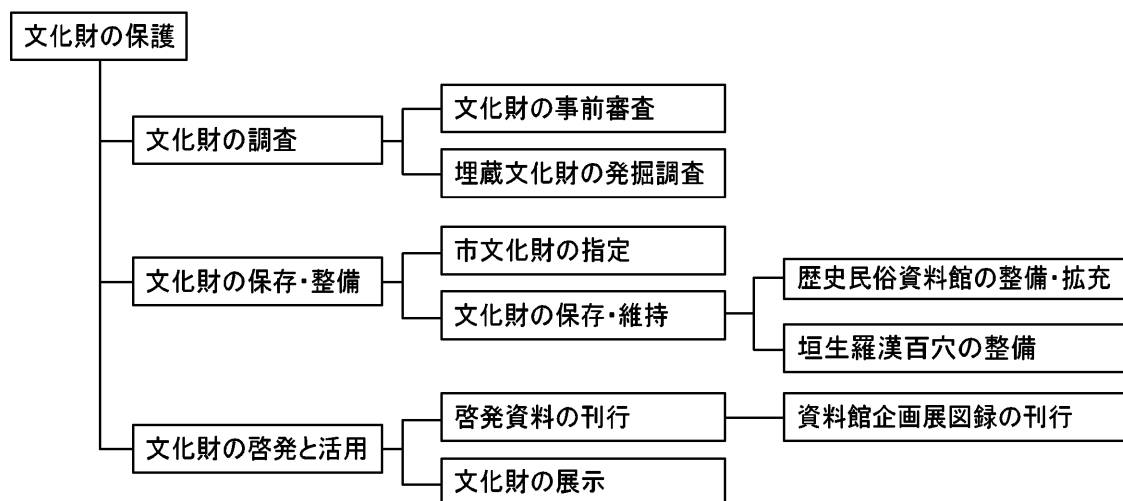
また、民俗芸能などの伝統文化財の活性化と後継者育成も課題である。

〔施策の基本方向〕

文化財は先人が残した貴重な歴史的・文化的な遺産であり、郷土の先人が歩んだ歴史に学び、その遺産を大切に保護し、文化財愛護思想の普及を図ることこそ、教育行政の重要な役割である。

そのため、文化財の調査を実施し、貴重なものについては散逸を防ぐため文化財として指定し、必要なものについては収集を行う。さらに市民の財産として末長く保存する目的をもって、市民に貴重な文化財に接する機会を提供し、情操豊かな人づくりと、誰もが訪ねてみたくなる文化の香り高いまちづくりを目指す。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 文化財の調査

市内遺跡地図を用い、開発行為に伴う文化財の事前審査を綿密に行う。また、消失する恐れのある埋蔵文化財については発掘調査に万全を期する。

2. 文化財の保存・整備

貴重な文化財については、市文化財として指定し、保存と活用に努める。また、県指定史跡「垣生羅漢百穴」の保存・整備を推進し、市民の憩いの場、歴史学習の場として整備する。

さらに、歴史民俗資料館の整備・拡充を行うとともに、資料の収集・整理、収蔵目録を作成し、教育機関としての資質を高める。

3. 文化財の啓発と活用

文化財の必要性については、刊行物・パンフレットなどを通じて啓発を行う。また、市民の文化財への親しみと活用を促進するため、文化財案内板を増設するとともに、歴史民俗資料館における文化財の常設展示（特別展、企画展）などに工夫と改善を図る。

第4節 生涯学習

〔現状と課題〕

近年、男女共同参画社会の形成、家庭・地域の変化など、様々な社会情勢が変化するなか、自然と調和した生活環境の実現へ、モノから心へ、組織から個人へと、人々の価値観も多様化・個性化している。このような状況のなかで、学習に生きがいや楽しみを見出したいと願っている人々、新たな知識・技術を習得したいと考えている人々がますます増えるものと考えられる。

こうした人々の旺盛な学習意欲に応えるためには、学校をはじめ家庭や地域社会など各分野で行われている生涯学習に関する諸活動を、行政や民間教育機関がそれぞれの役割分担のもとに連携・協力し、学習者の視点に立った弾力的で柔軟な生涯学習の振興への取組みが一層必要となってくると考えられる。

本市では、文化やスポーツを通じて、次世代を担う子どもたちの健全育成を図り、「生きる力」を育み、すべての人たちが生涯を通じて学ぶことのできる取組みを推進するよう努める。

また、平成9年2月「中間市生涯学習推進本部」を設置し、同年8月、生涯学習施策の基礎資料とするために「生涯学習に関する市民意識調査」を実施、平成11年3月に、この意識調査を踏まえて、本市における生涯学習施策の総合的な推進を図るための「^⑤中間市生涯学習基本計画」を策定した。

今後は、この基本計画に盛り込まれている課題や推進施策を踏まえ、市民一人ひとりの学習成果が適切に評価される生涯学習社会の実現を目指しながら、活力のあるまちづくりを創造していくことが重要な課題である。

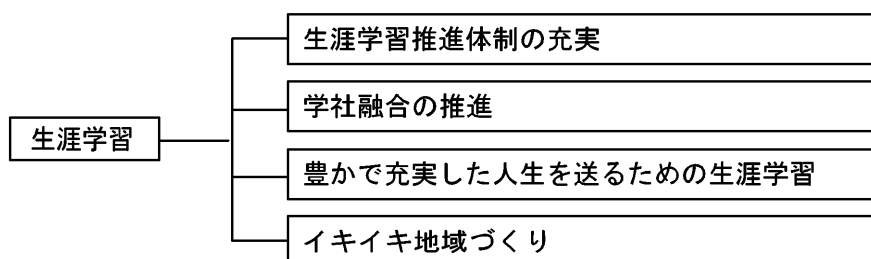
〔施策の基本方向〕

「だれでも」、「いつでも」、「どこでも」、気軽に学習活動やスポーツ・レクリエーション芸術文化活動、ボランティア活動などに親しむことができる、「生涯学習のまちづくり」の実現を目指すため、本市における生涯学習の総合的な推進を図ることを目的に、平成11年3月「中間市生涯学習基本計画」を策定した。

この計画では、生涯学習のまちづくりを進めるキャッチフレーズは「であい・ふれあい・まなびあい 生涯学習都市なかま」、サブテーマは、「ステップ・アップ なかまづくりプラン21」と定め、生涯学習を推進することとしている。

今後は、この基本計画に盛り込まれている課題や推進施策を踏まえ、21世紀にふさわしい「元氣な風がふくまち なかま」のまちづくりを目指す。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 生涯学習推進体制の充実

全市的な推進組織である「中間市生涯学習推進本部」の機能の充実に努めるとともに、市民主体で構成する「中間市生涯学習推進協議会」と連携して魅力のある施策を推進する。

また、生涯学習関連機関や団体との連携・協力を図りながら生涯学習を推進するとともに、生涯学習情報紙「まなべる」の発行をはじめ、各種の広報活動や生涯学習フェスティバルなどのイベントを活用して、生涯学習の普及、啓発に努める。

2. 学社融合の推進

心豊かな人間性を養い、個性と創造力を伸ばす教育の実現を図るため、また地域に開かれた学校づくりを目指し、社会教育や文化、スポーツなどの施設の効果的な利用を促進するなど、それぞれが連携し、その基盤の整備に努める。

3. 豊かで充実した人生を送るための生涯学習

生涯学習を推進することは、市民がみな等しく健康で生きがいのある充実した人生を送っていくことができるようにすることである。「生涯学習ボランティア派遣事業」をさらに発展させ、さまざまな知識や技能をもった人と何かを学びたい人の両者を結び付け、誰もがいつでも気軽に学ぶことができる生涯学習社会の実現を目指すとともに、人権、ボランティア、男女共同参画社会など、現代的課題の学習や活動が展開できる環境の整備に努める。

4. イキイキ地域づくり

コミュニティづくり、地域づくりの拠点である町内公民館活動の支援体制の整備、充実に努める。

また、地域の文化財の保護や活用の拡充を図るとともに、自主的な芸術・文化活動の推進を促すため、環境整備に努める。

さらに、体力・年齢・目的に応じた健康づくり、生涯スポーツに親しむことができる諸条件の整備を図る。